

平成23年度第1回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年6月21日（火）

新宿区みどり土木部みどり公園課

# 平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成23年6月21日（火）

午後3時00分～午後5時13分

本庁舎6階 第四委員会室

## 1 開 会

## 2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

新宿区みどり公園基金の処分について

## 3 報 告

新宿区みどりの実態調査（第7次）について

## 4 連絡事項等

## 5 閉 会

### ○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第10期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 新宿区みどり公園基金の処分について

資料4 新宿区みどりの実態調査（第7次）について

資料5 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則

参 考 新宿区みどり公園基金条例

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）（回収資料）

### 審議会委員 14名

会 長 熊 谷 洋 一 委 員 池 邊 このみ

委 員 斉 藤 馨 委 員 渋 江 桂 子

委 員 金 田 宣 紀 委 員 武 山 昭 英

委員 渡 辺 芳 子  
委員 林 直 樹  
委員 椎 名 豊 勝  
委員 土 屋 正

委員 齊 藤 真 知  
委員 藤 野 美千代  
委員 高 橋 良 孝  
委員 藤 田 茂

◎はじめに

**みどり公園課長** それでは定刻になりましたので、ただいまから平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴される方がいませんので、このまま進めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議についてでございますが、午後5時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

御発言の際のマイクの使用の方法ですけれども、発言の際には、お手元の4番のスイッチを押していただき御発言していただきたいと思っております。終わりましたら、5番のスイッチを押していただきたいと考えております。

それでは、これより議事進行を会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

---

◎開会

**熊谷会長** それでは、これより平成23年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

まず、最初に事務局より本日の出席状況についてお願いいたします。

**みどり公園課長** ここからは座らせていただきます。それでは、本日の委員の出席状況につきまして御報告させていただきます。

本日は、興水委員より欠席の届け出をいただいております。それ以外の委員の方、すべて御出席ということで、本日は15名中14名の出席となり、審議会は成立しているということになります。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。

お手元に配付しました資料を御確認いただきたいと思っております。

まずは、本日の議事次第がございます。A4、1枚紙でございます。その次、資料1とい

たしまして、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第10期）、これも、A4、1枚でございます。資料2といたしまして、保護樹木等の指定及び解除について、A4の紙、裏表1枚でございます。続きまして、資料3、新宿区みどり公園基金の処分について、これは、ホッチキスどめ、A4、1枚目が裏表、2枚目がカラーの表だけのA4、2枚の資料でございます。それから、資料4といたしまして、新宿区みどりの実態調査（第7次）についてA4表裏1枚、それに冊子といたしまして、新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）概要版と本編になってございます。御確認をお願いいたします。

それから、参考資料といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、A4裏表7枚、それから新宿区みどり公園基金条例、A4、1枚、新宿区みどりの基本計画、これはあとで回収させていただきますけれども、冊子が1冊、それから今回の第7次の実態調査の5年前の新宿区みどりの実態調査報告書（第6次）、これは黄緑色の本ですけれども、これも後ほど回収させていただきますけれども、以上のようになってございます。

資料の不足がございましたら、御連絡をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

**熊谷会長** よろしゅうございますか。

---

#### ◎保護樹木等の指定及び解除について

**熊谷会長** それでは、議事を進行させていただきます。

議事次第に沿いまして、まず審議に入りたいと思います。

最初に、保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料2に基づき御説明をいたします。担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。申しわけございませんけれども、部屋の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** 事務局の宮田です。それでは、保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。

平成23年2月15日から平成23年6月21日までに、指定の同意及び解除の申し出がありました案件について御説明いたします。

今回の指定・解除件数です。まず、保護樹木に関しましては、指定件数2件、指定本数4本、解除件数につきましては6件、解除本数32本となっております。

保護樹林につきましては、指定要望なし、解除件数については1件、解除面積1,676平方メートルになります。

続きまして、保護生垣につきましては、指定要望なし、解除件数は1件、解除の延長は27メートルになります。

続いて保護樹木の指定の2件、4本の内容について御説明いたします。1件目は、ソメイヨシノ、幹回り1.9メートル、現況及び状況につきましては生育良好です。2件目は、スダジイ、幹回り1.5メートル、生育良好で、1-1、1-2ともに新宿五丁目に生育しております。

続きまして、2-1、スダジイ、幹回り1.3メートル、2-2、スダジイ、幹回り1.2メートル、両方とも生育良好で若松町に生育しております。

具体的に写真をもって説明いたします。

新宿五丁目のソメイヨシノとスダジイになります。こちら、神社境内に生育するもので、ソメイヨシノにつきましては、高さ約8メートル、幹回り1.9メートルです。スダジイにつきましては、高さ同様に8メートル、幹回り1.5メートルになります。神社境内ですので、根の周辺ですが、参拝者によって多少の踏み固めもございますが、生育は良好でございます。所有者により、2年に一度、剪定が行われております。

続きまして、若松町です。こちらは敷地の南側に生育していますスダジイ、2-1、高さ約8メートル、幹回り1.3メートルです。西側の隣地境界塀に沿って生育しているのが2-2スダジイで、高さ8メートル、幹回り1.2メートルです。こちら、1年に一度、剪定を実施しております、越境している枝につきましても、きちんと剪定を行っているというものでございます。

保護樹木の指定については、御要望がございませんでした。

続きまして、保護生垣の指定につきましても、今回は御要望がございませんでした。

続きまして、保護樹木等の解除につきまして御報告申し上げます。

保護樹木6件、32本の解除の申し出がございました。1件目は、昭和59年に指定しましたソメイヨシノで、幹回りが3.4メートルです。倒木の可能性があるため、解除の申し出が出ております。上落合一丁目でございます。

2件目につきましては、昭和61年に指定しましたスダジイですが、倒木の危険性が高く、緊急措置として伐採したために指定解除の申し出がありました。これは、区が見回り中に、倒木の可能性があることを確認しましたので、所有者の方に連絡をしまして、このような措置をとっていただいたものです。私どものほうが現場に行った際に、既にもう木が揺れているような状況でしたので、指定解除の申し出を出していただいて、伐採をしていただいた案

件です。中落合四丁目にございます。

次に、平成3年に指定しましたヤナギです。こちら、倒木の可能性が高く、緊急措置として伐採しました。こちらは事前の相談があった後に伐採をした案件でございます。

続きまして、昭和56年に指定しましたイチョウでございます。こちらは建築の計画に伴い伐採されたという案件でございます。ともに3-1、3-2、新宿五丁目の先ほど指定のときにありました神社の境内にあるものでございます。

続きまして、4番の番号で25本指定解除が出てございます。こちらは、幼稚園、中学校、高校と併設した学校の建築計画のために、すべて一度解除したいという申し出のあった案件でございます。昭和48年に25本とも指定されてございます。4-1がイチョウ、幹回り2.8メートル、4-2がイチョウ、幹回り1.8メートル、4-3がケヤキ、幹回り1.8メートル、4-4がイチョウ、幹回り3.95メートル、4-5がイチョウ、幹回り1.6メートル、4-6がイチョウ、幹回り1.8メートル、所在地、原町三丁目でございます。

同様に、同じ物件で同じ敷地内の案件でございますが、4-7、イチョウ、幹回り1.82メートル、4-8、イチョウ、幹回り1.25メートル、4-9、イチョウ、幹回り1.85メートル、4-10、イチョウ、幹回り2.25メートル、4-11、イチョウ、幹回り1.75メートル、4-12、イチョウ、幹回り1.65メートル、同様に25の番号までございますが、詳細は写真をもって説明させていただこうと思っております。

引き続きまして、5件目の案件ですけれども、5-1、平成22年度に指定いたしましたモチノキでございます。5-2、平成3年度に指定いたしましたケヤキでございます。ともに建築計画のために、今回、指定解除の申し出が出ております。中井二丁目でございます。幹回りは、モチノキが1.75メートル、ケヤキは1.3メートルです。

6件目の案件は、昭和48年に指定しましたイチョウで、倒木の可能性があったため、緊急措置として伐採されたというもので、新宿六丁目にあった案件でございます。

具体的に樹木の写真を通じて、対象樹木を御説明してまいります。

先ほど申し上げました1件目ですけれども、上落合一丁目にありますソメイヨシノです。幹回りが3.4メートル、高さが6メートルですが、幹にウロ、それから胴切りされておりました。キノコが3種類、コブ、コケ、腐食、ウロが見られました。腐食のほうもかなり進んでおりました貫通した状態でございます。

続きまして、中落合四丁目の樹木でございます。こちらかなり腐食が進んでおりました、右上の写真でちょっとわかりづらいですけれども、上部に既にシイにつくキノコがついてお

りまして、腐食がかなり進んでおりました。根元の部分も腐朽が進んでいまして、こちらは、少し押しただけでかなり揺れるような状態にございましたので、緊急措置のために所有者さんをお願いして伐採していただきました。区道に接した形で植栽されておりましたので、倒れた場合に危険がかなり高いということもございましたので、緊急措置としてお願いした案件でございます。

続きまして、新宿五丁目のヤナギです。こちらにつきましては、腐食のほうはかなり進んでいたようで、強風が吹いたときに、拡大写真でわかるように、右側ですけれども、大きく縦に亀裂が入りまして、緊急措置としてロープで巻いた状態で、すぐに御相談がありました。翌日には倒木の危険性が高いということで伐採いたしました。同敷地内ですけれども、神輿倉を設置するというので、昭和56年に指定していた樹木はこちらの部分にあったんですけども、こちらのほうは伐採されて建物が建ったという案件でございます。

こちらが原町三丁目の25本ある保護樹木でございます。

順番に写真で説明してまいります。こちらにつきましては、まずグラウンドの北側にイチヨウが2本ございます。4-3がケヤキになります。幹回りが、イチヨウが2.8メートル、ケヤキが1.8メートルです。

続きまして、グラウンドの東側にありましたイチヨウです。こちらはかなり腐食が進んでおまして、実はそのネットの下が墓地、がけ下になっていまして、擁壁がかなり危険な状態で生育しているというものでございます。

今回、かなり学校の樹木が残っているところが隣地境界にありまして、すべて擁壁際に立っているので、かなり危険な状況で生育しているものでございます。

こちらが、4-7、4-6、4-5とグラウンドの東側にあるイチヨウでございます。幹回りが、1.82メートル、1.8メートル、1.6メートルという大きさになってございます。

こちらが、グラウンドの東南側にあります4-9、イチヨウ、4-10、イチヨウ、4-12、イチヨウ、4-8、イチヨウでございます。こちらも幹回り2.25メートルから1.25メートルの木でございます。

こちらも同じようにグラウンドの東南側にありますイチヨウです。4-13につきましては、グラウンドの南側に生育しているイチヨウでございます。こちらは幹回りが2.1メートルございました。

次がグラウンドの南側の中央に生育していましたプラタナスです。4-14、4-15、4-16と3本生育しておまして、幹回り2.3メートルから2.5メートルです。高さは約18メー



ルございました。

こちらは、グラウンドの中央にございましたイチョウで、幹回りが2.3メートルでございます。4-17でございます。

4-18につきましては、幼稚園の園庭内に生育していたソメイヨシノで、幹回りが2.6メートルございました。同様に、幼稚園敷地内に生育していました4-19、ソメイヨシノですが、こちらも、拡大写真を見ていただくとわかるように、かなり腐食が進んでいて、移植等も難しい状況になってございます。

続きまして、4-20、4-21、4-22が幼稚園の敷地内にありますケヤキでございます。こちらについても、壁のほうに、生育しているのがもう擁壁ぎりぎりという形になっているものでございます。

4-22は西側のケヤキになります。こちらのほうも幹回りが1.8メートルあります。この4-22につきましては、改修工事後に残る予定の木でございます。また、次、4-23につきましては、幹回りが1.72メートルのものでございます。4-24につきましては、テニスコート内に生育しているケヤキでございます。幹回り2.1メートルでございます。4-25、正門付近に生育しています幹回り1.93メートルのイチョウになります。

ここまでが学校内に生育している25本の樹木でございます。

続きまして、中井二丁目です。こちらの物件につきましては、建築行為に伴いまして、前々回の審議会のときに樹林と一緒に指定解除した案件の中で新しく指定したモチノキだったんですけれども、建築計画に変更が生まれて、モチノキも建築計画の中にどうしても入ってしまうということで、今回、解除の御相談がございました。

同敷地内に生えていますケヤキにつきましても、やはり建築計画の区域に入るということで指定解除の申し出があったんですが、写真をごらんになっていただくとわかるのですが、腐食が進み、樹皮についてもかなりの剥奪という形になっておりまして、かなり衰弱している樹木になっております。

続きまして、新宿六丁目につきましては、切株状になっておりますけれども、こちらのイチョウは、剪定時にかなり腐食が進んでいたということで伐採に至ったという案件でございます。

続きまして、保護樹林の指定解除についてです。こちらは、昭和48年に指定した面積1,676平方メートル、指定解除の理由としては建築計画のためです。所在地、原町三丁目ということで、先ほどの25本、指定解除の申し出がありました案件と同一か所でございます。

こちらの写真がグラウンド全体をあらわしたものでございますが、こちらにつきましては、工事の際に、25本中できる限り残していただくように、今、調整しております。現在のところ、保護樹木に指定してありましたうち8本は残していただく予定で調整をしております。ほかにも幹回りが大きくて指定しなかったものにつきましても、残していただくように調整しております。平成27年度に改修工事が終わりますので、その段階で残ったものと、幹回りが指定基準以上のものについては、再指定するというお約束している案件でございます。また、減りました緑地面積につきましても、同等以上を緑化計画書のほうで誘導して緑地面積をふやすという案件でございます。

続きまして、保護生垣の指定解除についてです。こちらは、1件、27メートルです。指定年度は平成3年で、樹種についてはカイズカイブキになります。高さが2メートル、延長が27メートルで、指定解除の理由としましては、私道利用者の安全性を確保するためということになっております。所在地は下落合四丁目です。こちらにつきましては、指定当時は、この前面の私道につきましても生垣をお持ちの方が所有権を持っておりましたけれども、現在は奥に住む方々に私道の所有権が移った関係で、車両の通行、それから歩行者の通行のときに、このカイズカイブキがかなりぶつかってしまうということで、御意見がありまして指定解除に至りました。

最後に、保護樹木等の推移について、前回との比較を申し上げます。

今回、御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、前回の審議会で御報告した数量と比べまして、保護樹木の総数が28本少なくなりまして1,041本に、保護樹木の総面積が1,676平方メートル少なくなりまして8万7,962平方メートルに、保護生垣の総延長につきましては、27メートル少なくなりまして1,167メートルになります。

以上で説明を終了いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より説明がありましたが、ここで御質問や御意見がありましたら伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、お願いします。

**林委員** 御説明、ありがとうございます。今、伺った中で、ちょっと前の数字を私は記憶していたんですけど、数字の増減がありましたけれども、指定樹木の解除、それから伐採ということがあったんですけども、それはどういうふうにごどこで決まってくるものなんですか。どういう過程を経て伐採しましょうというのは、そういう相談をした上でやられるのか、そ

れとも区の行政の皆さんがお決めになるのか、審議会を経ているのか、どういうふうにするかと、その場合の費用がどうなるかということをお知らせしていただきたいと思います。

**熊谷会長** それでは、事務局、お願いいたします。

**事務局** 通常、指定解除につきましては、所有者のほうから指定解除の申し出がありまして、その申し出に基づき区の職員が現地調査に参ります。現地調査で確認の後、その内容での書類の提出をしていただきまして、今回のように、審議会にて審議していただき指定解除という運びになります。

ただし、先ほどのように、緊急で今すぐ倒れる可能性があるようなもの、通行の方々に影響を与えそうなものにつきましては、解除の申出書をいただいた後、審議会にお諮りする時間を要してしまう場合は、危ないので先に伐採していただくという形になっております。

費用に関しましては、所有者の方に負担していただいているという現状でございます。ただ、台風等で、強風でいきなり倒れて区のほうが御協力する場合もございます。

**熊谷会長** どうぞ、林委員、お願いいたします。

**林委員** じゃ引き続き、なぜこんなことを伺うかということ、私も、昭和40年代からですけども、区のほうから指定されまして、保護樹木ということで、お預かりというか、地域のみんなでもって大事にしている木が数本あるんですけども、これが、相当、背が高くなって、ここにおいでになる係長の方なんかとか今お話しになった女性の方にも、去年、おととしですか、来ていただいて、見ていただいた結果、我々としても、それを参考に、業者を頼んでいるいろいろやっているわけですけども、要は保護樹木については、あれだけのケヤキとシイノキですけども、相当の高さになっていますので、そうすると、もし何かの場合には相当の、行政がどこまで手を差し伸べてくれるのかというのはちょっとあれなんですけれども、保護と同時に万一不幸にして台風か何かで折れたというような場合には、10メートルぐらいのものが路上にほうり出されるような形になるんでしょうけれども、例えばそういうようなことが起きたような場合なんかでも、今だと伐採いたしましたという部分になるんですけども、伐採いたしましたと言わずに、具体的にもうちょっと我々としても責任も出てきちゃいますので、行政の方に、いざという場合にはどこまで手を差し伸べてもらえるのか最後に伺いたいと思います。

**熊谷会長** 今の点について、いかがでしょうか。

**事務局** 今の御質問につきましてですけども、まず新宿区は、保護樹木に指定させていただいたものについては、賠償責任保険に入っております。保護樹木等で枝が折れたというこ

とで、通行人にけがを負わせた場合については、また倒木によって隣接の家屋の一部を損壊させた場合については、区が加入している保険の対象となります。事故が発生した際には、連絡していただきまして、それで事故状況のわかるような写真及び図面を御用意していただきまして、その内容につきましては、対人の賠償で、1名5,000万円まで、1事故2億円、対物の賠償については1事故5,000万円を上限として、保険のほうに入っております。

また、先ほど申し上げました台風等による強風によって樹木が倒れたり、区道上に倒れたというような緊急時の対応につきましては、区のほうが所有者さんにかわって対処いたしますので、その点につきましては、緊急対応という形で区がすべてやらせていただくという体制をとってございます。

**林委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか、ほかにございましたらどうぞ。

齊藤委員、お願いいたします。

**齊藤(真)委員** 保護樹林がありました、あれは、通行のために、あるいは車の出し入れのために解除していただきたいというお話でした。例えばこういう事例がますます出てきたとき、この審議会ではそれに「いいえ」と言えるのでしょうか。それを守っていただきたいというようなことは言えるのでしょうか。なるべく切らないように、あるいはトリムしてもっと小さくしてやっていくというような方向づけを提案するとか、どうなんでしょうか。

**熊谷会長** いかがでしょうか、事務局のほうで。

**事務局** それでは、事務局のほうから答えさせていただきます。

まず、道路法という法律がありまして、その道路へ構造物ですとか樹木の枝などを出っ張らせないようにしなさいというのが、まず1つ基本原則として決まっております。

樹木は伸びますので、日の当たるほうへどうしても伸びていってしまいますので、いろいろなところで道路に出っ張っているのということを非常に多く見受ける状況でございます。そのために道路よりも少し下がった位置に樹木を植えていただく手はあるんですが、なかなかそれが難しいところでもございます。

区としては、何とか保護したいという気持ちはございますが、かなり出っ張ってしまっていて、その枝を切ることで、もう枝の回復が非常に難しい種類のものになりますと、「はい、いいです」と、保護樹木を継続してもらおうというのはなかなか難しいところもございます。

この辺は苦慮しているところでございます。

**齊藤(真)委員** ありがとうございます。

**熊谷会長** 今回の御質問は、現実的なそういうのは御苦労されているんですけど、この審議会の中で審議をしていただいて委員の方々から意見が出た場合には、それをどういうふうに扱うかという、多分、御質問だと思うので、その点について、例えば過去の事例等を含めて、どなたかが御説明していただくとありがたいんですが。

**事務局** 事務局の小菅と申します。補足させていただきます。

審議会の中では、こちらの審議会の審議を経て解除ということになります。ですので、審議会の中で、これは、絶対、解除はだめだということであれば、これは、解除することはできません。

ただ、その一方で、そうした場合に幾つか対応を迫られることがあります。1つは所有者の権限、ざっくばらんに申しますと、憲法で言うところの所有権というのは非常に強い個人の権利でございます、これを行政側が切ってはならないということは、これはなかなか難しいのが1つございます。

もう一つ、仮に今回のように何かしらの理由で解除する、つまり保護樹木というのは、もともとはその所有者の方が何とか残していきたい、そういった強い思いを受けまして、行政側がその樹木に対して支援を行っていかうという制度でございます。

そうした中で、所有者の方がやっぱり解除したいというのは、これはなかなか大変な理由があつてのことというふうに理解しております。本当は残していきたいんだけど、例えば建築計画のため、あるいは相続のため、その建築計画も、やむを得なく、建てざるを得ないというようなケースが多々ございます。そうしたさまざま事情の中にあつて解除を申請される、それを我々のほうで、これは絶対だめだということは非常に厳しい判断になるかと思えます。

そうしたことも踏まえまして、委員の皆様には審議のほうをお願いしたいと思っております。今回の保護生垣について、通行上云々ということがございましたけれども、これにつきましても、今回の事例につきましても、これは、大分、道路のほうに生垣がはみ出てしましまして、近隣の方の生活に支障を大分与えているということで、この所有者の方は、周りの方から非常に苦情というか何とかしろということで、精神的にも本当は、木は残したいんだけど、周りの道路を利用する方から、いろいろと苦情を受けておりまして、なかなかそれも精神的にもつらいと、本当は木は残したいんだけど、やむなく解除をしたというふうに調査のときに伺っております。

ちょっと説明のほうは足りなかったんですけども、そうした中で、御審議のほどをいた

だきたいと思います。少し長くなりましたが、以上でございます。

**熊谷会長** 齊藤委員、いかがですか。よろしいですか。

どうぞ、林委員、関連して。

**林委員** 今のに関連してですけれども、先ほどの御説明だと、結果になるんですけれども、まず保護樹木の指定を解除しましたということと、それから伐採しましたということが連続しているのか、別物なのかはちょっとよくわかりませんが、いずれにしろこれは、それじゃこの数十本の樹木は、全部、審議会の対象になって、この審議会だけでなく、あるいは以前の方か、あるいは前に私もちょっと異論を申し上げちゃって失礼しましたがけれども、小委員会とか、そういうものを通して、すべてされたものの結果、伐採されているという認識でよろしいんですか。

**熊谷会長** いかがですか、事務局のほうで。

**事務局** 指定の解除の後の伐採については、これは所有者の意向ですということではよろしいでしょうか。ちなみに、今回の保護生け垣もまだ残っております。

**林委員** よろしいですか。

**熊谷会長** はい、どうぞ。

**林委員** そうすると、今の小菅さんに伺いたいんですけれども、解除の申請と、それから伐採の申請は別々に、例えば具体的に私ども、先ほどから言うように事例があるわけですが、お預かりしているというか、いただいたお金でもって大事に育てている木が、万一の場合、こういうふうにしたいという場合には、まず指定解除の申請をするのが手順の第1番目なのか、それから、これはやむを得ず、それこそ春日局の屋敷跡ということで、この間、早稲田大学と我々是一緒になってやったんですけれども、間違いなくその時代からの非常に古いという木なんで、これは切らなきゃいけないのかというような木だということになると、伐採の申請というのは別々なのか、それともそれは、全部、審議会にかかるのか、ちょっとわからないんですけれど。

**事務局** 再度、御説明させていただきますと、解除イコール伐採ではないということは御理解いただきたいと思います。

**熊谷会長** 一応この審議会に全部かかるという御理解をいただいていると思います。それで、ただ申し上げたように、審議会の前に出てきた案件の中で、解除は全部かかるんですけれども、その間にもうどうしても倒れて危ないとかというのは、事後承諾という形にはなるんですけど、それも、解除して伐採してしまうと保護樹木ではなくなって、この審議会にかから

ないという話ではないんです。ですから、全部かかります。

ですから、伐採としてここへ出てくるのは、事務局の方もすごく苦勞されているんですけど、審議会が間に合わないけれども、どうしても危ないとか、あるいは結構そういう案件ばかりなんですね。それ以外は、全部、逆に言うと解除がきちっとこの審議会で認められてから解除しましたという、そういう通知が所有者の方へ行って、それから例えば建築計画で業者が切るとか移殖するとか、こういう手続にはなっている。

**林委員** ですから、最初に小委員会でもって……

**熊谷会長** そういうことです。

**林委員** 緊急の場合。

**熊谷会長** 緊急の場合、できれば間に合えば小委員会……

**林委員** 小菅さんに言われて今わかりました。こういうことなんですか、すみません。わかりました。

**熊谷会長** どうぞ、渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** 先ほどの齊藤委員の質問に関連してなんですけれども、1つ提案がございます。

というのは、やはり審議会を経て解除という、割合残すために多くの人はいたいんですが、その解除するのを目の前で、素通りで見ているのに、心が痛む部分も多いと思います。

去年だったと思いますけれども、オーナーが不在のために、管理が行き届かないということで伐採したり、あるいはエノキが2本、非常に老木の景観木になるようなのを解除しなくてはいけないというようなのが、去年、案件としてあって、どうしても解除しなくてはいけないのかな、この場にいなくてはいけないのかという気がしましたけれども、そのときに思ったのが、ひとつ現時点での問題点というのを挙げてみて、幾つかクラス分けをしてみるのはいかがでしょうか。

というのは、これまで解除されたのに、どういった問題点があって、どうしても仕方がない問題点は、仕方がないだろう。何か対応策がとれるものがあるのであれば、対応策を少しこの審議会のほうで議論すると。あるいは、現時点で1,000本以上の保護樹木があるので大変だと思いますけれども、オーナーの方とかに、今後、解除しなくちゃいけないとすればどんな問題点を抱えているのかということをお伺いして、こちらのほうであらかじめ対応することが可能なものがあれば、少し長く対応しておいて、解除しなくていいような方策がとれないのかと、そういったことも少し今後考えていくのも一つの手かなというふうに思っております。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。今の御意見について何かございますか。

**渡辺委員** 今、多様とおっしゃったんですけれども、具体的にどういうことをお考えでいらっしゃるのか。

**事務局** 事務局のほうから、今の渋江委員、それから渡辺委員からの御質問、御意見について、ちょっと事務局で考えていることを御報告させていただきます。

保護樹木の解除理由というのがございまして、平成5年から21年まで約400本について分析をいたしました。そのうち、ちょっと長くなってしまいうんですけれども、枯れたり倒木したものが約28%、建て替えですとか開発に伴うものが24%、増築とか改築に伴う、これも建築ですけれども、これが17%、相続が約10%、土地の売却が8.7%、維持困難が4%、近隣からの苦情等が0.2%、その他が7.2%となっております。

こうしてみますと、枯れたり倒木したというのが一番多いんですけれども、これはもうどうしようもないかなと思っております。これを分析いたしまして、例えば建て替えですとか開発ですとか増築とか、そういった建築絡みのもの、これにつきましてはいろいろな理由があって解除されるんですけれども、例えば建て替えても伐採しないで移植することはできるのかなというふうに考えました。

平成21年度に、保護樹木の新たな制度といたしまして、保護樹木を移植する場合に区のほうでお金を助成しますという制度を立ち上げます。一方で、30万円なんですけれども、これを新たに助成しようということで始めております。

それから、維持管理が困難、先ほどもありました近隣からの苦情等なんか結構あるんですけれども、そうしたのものにも対応しようということで、これは、本当に余りに大きい、剪定等するのも大変だと、だけど地域のシンボル等になっている、そういう大木などにつきましては、区のほうで剪定を所有者にかわって行うような制度、これは平成18年度から行っております。

こうしたことで、なるべく保護樹木を残せるようにということで、区のほうも取り組んでおります。

以上でございます。

**熊谷会長** よろしいでしょうか。ですから、みどり公園課としては、今、渋江委員からの御質問とか、渡辺委員からの御質問に対するような案件については、日常的に常にいろいろ対応していただいでいて、そしてもう一つは、皆さん、お気づきになったと思うんですけれども、



あれだけ大きな樹木があって、どうしても伐採、いわゆる指定解除が出てきたときに、指定解除した後、伐採されるのが非常に心もとないというか、みどり公園課としては大変だということ、もしどうしても移植というようなことであれば、それについては助成もするというようなことで、いろいろ努力されているんですけども、そういうこともいろいろ事務局のほうで手を打っていただいて、それでもかつだめな場合の案件がここへ出てくるということですので、先ほどちょっと事務局からお話したように、ここに出てきた案件というのは、解除についても結構厳しい案件なので、その辺を委員の方にも御理解いただきたいということでございますので、自由に御発言はここでしていただいて、かつてここで上がってきた案件について、できるだけ所有者の方に審議会の意見としては、活用していただきたいとかというような、そういうようなことを伝えていただきたいということはあったように思うんですが、ありましたですね。

ただ、それが法律的に完全な拘束力がないので、非常に厳しいところもあるんですけども、そういう自由にここで御発言いただいて、ただ出てきたのをうのみにしてというのでは全く委員の先生方に失礼なことになりますし、それから先ほど林委員がおっしゃったように、こういうことが頻繁に起こった場合には、できるだけ緊急な小委員会で対応してというのを最近はやるようにしたということでございます。

斉藤馨委員、お願いします。

**斉藤(馨)委員** 私も、この委員になって、これだけ大量に出てくると、やっぱりだんだんそういうことなのかなと、むしろ敷地も小さくなりますし、大きなものを負担内容に補助しながら管理しても、やっぱり年はとります。

それで、こういう大きなシンボルツリーというのが新宿区の中で大事だということになれば、それを育てられる緑化計画というか、例えばこういう学校など、個人の敷地はやっぱりだんだん小さくなるととても無理なので、もちろん公園とか、そういうところにそういうシンボルツリーを置くのは当たり前なんですけれども、それプラスアルファで、もう少し広いところの公共で、ひとつこれはシンボルツリーをこれから育てて、いずれは保護樹木足り得るぐらいに太くて大きいもの、そういうものも少しずつ、また権限の範囲を逸脱するんですけども、そういうことも少し考えるといいのかなというふうに感じました。

**熊谷会長** ありがとうございます。どうぞ、金田委員。

**金田委員** この32本という大量の木が処分される学校の建築計画ってありますけれども、これは具体的にはどういう計画なのでしょうか。

**熊谷会長** 事務局、お願いをいたします。

**事務局** こちらにつきましては、現在あります幼稚園と中学校と高校を併設した学校の全部の建てかえになります。最初に幼稚園を仮設校舎のほうに移して、23年の9月から工事を始めまして、27年までかけて順次すべて建てかえるというものになります。

こちらにつきましては、先ほど写真のほうにもあったんですが、今お見せいたしますが、グラウンドが、今、ダスト舗装なんですけれども、芝生緑化に全部かえるという形で対応いたします。

現在、樹木のほう、グラウンドの回り、隣地境界際に生育している形であるんですけども、その際まで全部、芝生緑化という形を考えていらっしゃるということです。

ただ、先ほど申し上げましたが、東側につきましては、実は隣地境界のがけになっておりまして、がけも、今、不健全な状況で危ない状況にありますので、擁壁自体をつくり直すという形になります。それには、擁壁際ぎりぎりのところで樹木が生育していますので、どうしても擁壁をやりかえることによって残せない樹木が出てくるという形になります。

また、何度か所有者さんのほうに、大きい木を残していただくようお願いしたんですけども、先ほど言ったグラウンドを芝生にすることによって、今のグラウンドの学校に設けなくてはいけない最低面積の要件をクリアするために、どうしても樹木の分の面積を除かなくてはならないというところがありまして、どうしてもその部分は樹木を伐採して、グラウンドとして芝生緑化を広げなくてはならないというところがあるということだったので、何本か伐採せざるを得ないというふうになっております。

ただ、今後、計画上、どのぐらい残していただけるかは、まだ工事を進める段階ですが、なるべく残すというふうにおっしゃっていただいているので、現在のところ明確には、25本中、私のほうで把握して残していただけるのがわかっていますのは8本、8本は残存して残るといって伺っております。

ほかにも、保護樹木に指定していませんけれども、幹回りが120センチ以上のものがありまして、それは10本ほど残していただく予定になっています。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

金田委員、どうぞ、お願いいたします。

**金田委員** この中に、幹回りが3.95メートルというすごい大木のイチョウがあるんですけど、これも伐採をしなければならないということなんですか。

**事務局** 今、写真のほうを御用意いたします。こちらは幹回り3.95メートルなんですが、先ほど御説明申し上げましたけれども、こちらの擁壁が、実は大変危険な擁壁に指定されているところをごさいます、擁壁をかむように根が生育しています。拡大の写真を見ていただくとわかるんですが、腐食のほうもかなり進んでいて、移植等も検討できないかというふうに提案したんですけれども、ちょっとこの擁壁、かなり角度がきついで、角度を直しながらやる場合には難しいという結論になってございます。やむを得ない状況でございます。

**金田委員** 了解です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

どうぞ、椎名委員、よろしくお願いいたします。

**椎名委員** 大分御苦労なさっていますし、先ほど説明があつて所有権、所有権が一番強いですから、いたし方ない部分なんですけれども、新宿区内に私立学校がすごく多いですね。公共施設の緑化基準では、新宿の区立の学校については緑化基準を設けてやってらっしゃいますね。それに比べてどうでしょう。これはいいほうか悪いほうか、比較の問題としてどうでしょう。

要するに、学校といったらみんな同じですから、私立だろうが公立であろうが、緑化に対する義務というのは、社会的通念としてはやっぱりあると思うんですね。

そういう面から見て、公立に比べてすごく努力していますか、それともそうでもない、わからないですか。

**熊谷会長** 事務局、よろしくお願いいたします。

**事務局** 公立・私立ということにかかわらず、新宿区の緑化計画書の中では、一般の建築よりもどちらも若干厳しく設定してございます。

ただ、その一方で、学校教育法って、ちょっと詳しくないんですけれども、グラウンドをとらなくてはいけない、その面積が、ある程度、敷地の何%みたいな形で、ちょっと記憶は定かじゃないんですけれども、グラウンドをとらなくちゃいけないというのが、非常に学校の中の緑化で我々も指導をしているのに苦労しているところがございます。

それと、その敷地の中をみどりとグラウンドでせめぎ合っている、先ほど斉藤委員からも、シンボルツリーを公共施設に、あるいは学校にというお話がございましたけれども、そうしたことも踏まえまして、なかなか実は学校というのは緑化を指導するには難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

**椎名委員** すごく何かみどりの共食いというか、そんな状況が生まれているんですね。一方では、悪く言えば、学校校庭芝生化というものと保護樹木というものがディベロッパーにとってはいろんな武器になっているのかなという気がしますけれども、でもそれなりに努力はされて、しかし粘り強くやっていただくしかないのかなと思いますね。

ただ、私立学校がすごく多いんならば、まず公立学校の襟を正さなければいけませんね、水準を上げるという意味で。緑化の水準を上げる、それができるかどうか。それに基づいて私立学校にもある程度そういうものを要求していくと、そういう何かものをつくっていかないと、何か文科省の学校、具備すべき条件みたいなものとはちょっと戦えないですけど、そこら辺、どういうふうな、何か知恵を出してという話がありますけれども、恐らく耐震とか校庭の広さとか、いろんな問題が次々に出てくると思いますね。

そういう場合に、敷地の中でいろんな構造物を耐震でつくらなければいけないとか、がけもそうですよね。基準法上のものをクリアしなければいけない、建てかえのときにはそれが既存不適格のものではだめですから、出てきますから、そういう面ではこれからうんと問題が出てくるんじゃないかと、ほかの学校でも、今すぐにみどりがあるところが。

ですから、それは、事前にやっぱりある程度、区としては調査するなりして、そこを認知しておいて、どういう条件の場合にはこの木はどうなってしまう、要するに法律上どうなってしまうというようなことをきちっと把握する必要があるかもしれませんね。新宿は学校がすごく多いですね、あの有名な学校も含めて。有名な学校であればあるほど、みどりを守らなければいけないというのは、一つのステータス、私は思いますので、そういう責任をやっぱり負っていると思うんです。

そういう点では、そんなことをこれからやられた、それがどのくらい役に立つかわかりませんが、そういうこともやられる価値があると思います。みどりに熱心な新宿なら、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

**熊谷会長** ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。

ほかにございますでしょうか、それでは、池邊委員、お願いいたします。

**池邊委員** 今のことも関係するんですけども、今回の案件は1敷地だけのように思えるんですけども、私、たまたま現地をよく存じ上げていまして、この周辺で、病院と大学と、それから都営住宅とこちらと4カ所で建設があって、すべてが、ほとんどみどりが少なくなっていくような状態で、今、先ほどこれから緑化計画で校庭緑化も行われるということだったんですけども、通常の今まであった既存樹林の連担性というものは、なかなか保持はで

きないというふうに思いますので、今現在ですと、屋上緑化で対応するとか、壁面緑化で対応するとか、校庭緑化で対応するというのがつついありがちなんですけれども、やはり周辺の敷地、それぞれの連担性も考えた緑化指導という形に結びつけていただくとありがたいと思います。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただいておりますが、いずれにいたしましても、本日の保護樹木等の指定及び解除の審議事項だけではとても対応し切れないような大きな問題も含んでおりますので、それは、みどりの基本計画とか、それから多分、後で御説明すると思いますけれども、現状の新宿区のみどりの実態調査とか、そんなところのときにでもまた御意見をいただきたいと思いますが、よろしければ、保護樹木等の指定及び解除について、本日の審議の結果、原案をお認めいただくこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、お認めをいただいたということにさせていただきます。

---

#### ◎新宿区みどり公園基金の処分について

**熊谷会長** では、続いて新宿区みどり公園基金の処分について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、新宿区みどり公園基金の処分について、お手元の資料3に基づいて御説明いたします。映像を交えて担当より御説明いたしますので、申しわけございませんけれども、室内の明かりを暗くさせていただきます。

**事務局** 事務局の佐藤と申します。御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

平成22年度、昨年度に引き続きまして、おとめ山公園の今度は北側になりますが、国有地の取得を予定してございます。その位置は下落合二丁目、高田馬場駅と目白駅の間あたりになります。

これは公園の現在の写真でございます。これが、今回、取得しますエリア、青い色の部分でございます。公園の北側の2カ所になります。約9,000平方メートル程度でございます。これは、現在、基本計画、このような整備をしたいということで計画を立てているものの内容でございます。これは上空から撮った写真でございます。北側2カ所、青い線で囲まれてい

る部分が取得予定地でございます。

続きまして、詳細のところを御説明いたします。現地の写真をこの次、数枚ではございますが、お示しいたします。

下の部分に図面が入っておりますけれども、この部分には既存の建物が2棟建っております。Aゾーンと呼んでいる個所でございます。この部分に関しては平らなところですよ。

次がBゾーンとなっているところでございます。2棟建っているその奥のところが、がけ地で少し高くなっております。地盤が上がりまして、その上に2棟、建物があるような状況ですよ。

続きまして、これは、平成22年度第1回の審議会のときに御説明をさせていただきましたCゾーンの現在の状況です。現地にありました建物の除却が終わりまして、更地になったところですよ。これが中央ゾーン、一番最初に取得をしたエリアのところの写真ですよ。建物の除却が終わりまして、現在、暫定開放をしているところですよ。

映像に関しては以上でございます。

あとは、お手元の資料で御説明いたします。お手元の資料3として、表裏のものと、あと図面を1枚つけております。カラーの図面は、パワーポイントのほうでお示ししたものと同じものになってございます。下のほうに事業のスケジュールを入れてあります。

平成23年度の資料3の頭に戻りますが、基金の活用の予定額は5億7万4,000円、これは予算上の予定額でございます。6月1日現在の基金の残高は11億4,852万9,036円になっております。

ちなみに、23年度の買収予定額、全額の土地購入の予定額は45億3,566万1,000円と予定してございます。

土地の購入ですけれども、財務省のほうから売却価格提示がそろそろ行われる予定となっております。今回、土地の購入の契約は、面積と金額が大きいものでございますので、議会の議決が必要になります。議決を受けた上で、11月ごろに、契約、購入となる予定でございます。現時点では、前年度の御説明時と同様、基金の取り崩し額、完全に確定したものではありませんが、基金の処分につきまして御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいまの新宿区みどり公園基金の処分について、御質問、御意見がございましたら、どうぞお願いをいたします。

**土屋委員** 今回の予算の確認なんですけれども、おとめ山のAゾーン、Bゾーンを買収する金額が、ことし5億円ということですか。

それと、あと用地買収予定額の45億円というのは、新宿区全体がある年度でいわゆる用地買収に対して支払う金額ですか。

**事務局** 説明が不足しまして申しわけございません。基金のほうの取り崩しを、基金を使う額が5億円の予定でございます。土地そのもの全体の買収の金額が、今年度、買うA・Bゾーン全部合わせての額が45億3,500万円。

**土屋委員** じゃ、40億円は何か別の形で……

**事務局** 45億円全体額がかかるうちの5億円を基金で賄うということでございます。

**熊谷会長** 土屋委員、もしわかればその内訳程度は簡単に、結局、御質問の中に、全部、新宿区で負担するののかという、課長、お願いいたします。

**みどり公園課長** 45億円の細かい内訳はまだ決まっていますが、国庫補助を受ける予定でございます。全体の約3分の1で15億円なんですけれども、予算の割り振りがありまして、それ以下の金額となります。

それから、区の債権の発行、東京都の補助金である都市計画交付金も含めまして、それと基金を使うということで、足りない分は区の経費というような形になります。

**土屋委員** おおむね大体、区は幾らぐらい払うんですか、予定というか。

**みどり公園課長** 基金も区のお金と言えは区のお金なんですけれども、今、細かい資料を持ち合わせていないのですけれども、数億円程度になるのかなと考えております。

**熊谷会長** 土屋委員、よろしいでしょうか。まだ未確定の部分が多いので、ここでしっかりした金額は御提示できないんですが、いずれにいたしましても、この5億円については、みどり公園基金を処分して、それに充てたいということはこの審議会で御審議いただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

どうぞ、林委員。

**林委員** 公募委員として、ちょっとあいまいなことをしちゃっていて、よく私はわからないんですけれども、これの審議の結果、賛否を皆さん、表明するんでしょうけれども、これの金額に対しての審議なのか、それともこの用途についてのあれなのか、何に対してこの審議が行われているか、私は、おとめ山の隣接するものを買うというのは、お話はほかでも聞いたりにしているんですけれども、そもそもこれの中でみどりの公園をつくるから、そのための基金で、その用途方法がいいのかどうか、それはこの額が妥当だと思われませんかという審議な

のか、ちょっとすみません、私だけかもわからないんですけども、わからないので。

**熊谷会長** 事務局、もう一度、説明をお願いいたします。

**事務局** 御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますみどりの条例の中に審議事項というのが書いてございます。この中、3枚目、条例の第27条第2項になるのですが、その「(6) 新宿区みどり公園基金条例第5条の規定による新宿区みどり公園基金の処分に関する事」、使うということに関して御審議いただく必要がございます。額ということではなくて、取り崩しをして処分する、そのことに関して御審議をお願いしたいということです。

**熊谷会長** いかがでしょうか。どうぞ、林委員。

**林委員** そうすると、これは、もう既に議会というか、新宿区議会では通っているんだと思うんですけども、ここで例えばノーというとなーになっちゃう、どういう条例に対しての審議会の、我々のあれは使い方がこの金額でいいかという、どうも使途というよりも額のようなので、これが多いの少ないのを論じる形になるんですか。

**熊谷会長** 事務局から説明してください。金額は関係ないでしょう。

**みどり公園課長** 金額ということではなくて、今回の処分についての裏側に「みどり公園基金の活用についての考え方」と、こういう考えのもとに、使うことに賛成ですか、反対ですかということで御審議をいただいていると。

額につきましては、いろいろな区の政策の中で、国の補助金ですとか、都の交付金ですとか、新宿区の区債を発行するとか勘案しながら、最終的に基金の取り崩す金額を決めていくということになります。

案件としては、この案件だけなんですけれども、こういう考え方に合致するような用地がまた出てこないとも限らないですから、そういうときに使うことの可能性も含めて、全額を取り崩すのではなく、このぐらいが適正な金額なのかということも含めて、御審議をいただいているところです。

それから、区は、議会では取得することは決まっていますが、これから国の価格の提示があって、その金額について、9月か10月の議会の中で審議をしていくということになります。それに当たって、みどりの推進審議会の中で、既にこういう考え方について基金を取り崩すということについては、御了承いただいていますことになります。

**熊谷会長** どうぞ。

**林委員** ありがとうございます。そうすると、27条は特に6項は別にしても、27条、新宿区



の条例の中でも有名な条例ですので、当然お話に出ると思ったんですけども、結論的に私が伺いたかったのは、資金使途はこれでよろしいでしょうかという話のときに、そうすると、私、もうちょっと概略というか、公園基金、もうそんなここで論じている時間はとてもないでしょうけども、もしきょう審議の採決の挙手をするとしたらば、ある程度知りたいのは、もうちょっと絵図面というか、どんな使途、どんな要するに公園基金、具体的な少しわからないと5億円と急に言われてもちょっとわからないんですけど。

**熊谷会長** いかがですか、じゃ課長、お願いいたします。

**みどり公園課長** それはどのような公園に整備をしていくかということによろしいでしょうか。

**林委員** そうですね。

**みどり公園課長** これは、おとめ山公園の周辺の国有地を新たに取得して、区民ふれあいの森として整備をするものでございます。

基本的には、もともとあるおとめ山公園が自然風な公園になっていますけれども、その落合崖線にある緑地をもっとふやして、みどりを守っていきこうということで新たに隣接地を追加取得して広い公園にしていくものです。すべて取得が終わりますと、新宿中央公園に次いで2番目に大きな公園になります。

基本的には、今、パワーポイントで画面が出ていますけれども、いわゆるAゾーンと呼ばれる上の部分、ちょっとひょうたん型に見えるんですけど、そこは防災的なことも含めた活動的な芝生の広場、その周辺が、全部、樹木樹林になります。

それと、その下のもともとのおとめ山公園とその上の広場の間、少し段差がありますので、その2つの間を斜面でつないで、芝生の中に樹木が点在しているというような形に整備をする予定でございます。

それから真ん中の2年前に取得しました中央ゾーン、ここは現状のおとめ山公園との間にかなりの段差があります。それで、今、芝生の広場を予定しているところとほぼ同じ高さの敷地ですので、そこをデッキ、橋でつなぎまして、回遊性を増していくということで、中央ゾーンに行かれるような形にするということになっております。

それから、右側の道路の反対側ですけども、既存の公園があり、真ん中に弁天池という池があります。その周辺に樹木もたくさん生えているんですけども、その北側と南側の土地を今回、取得しますが、もともと地形が谷戸といいまして、谷、昔の落合の谷を形成していたということで、現在の平面の段になっているところを少し削り取りまして、谷戸、谷の地形を復元再生するような形で整備をします。谷戸の両側に樹木が生い茂って、真ん中を、

草地のみどりがあって、それが弁天池につながる。それから、下の部分のほうも、真ん中がへこんだ、両側がみどりという形で、昔の地形を再現するような、自然を主体として、みどり豊かな森を再現するというような計画になっております。

簡単に申し上げますと、通常の公園と違って、グラウンドなどがあって活動的な利用をするというよりも、もともとのおとめ山の自然を再生拡張していくというようなコンセプトのもとに計画がされているところでございます。

今、学識経験者の先生、それから公募の委員の方を含めた検討会を設置しまして、その中でどのような公園にしていくかということで検討会を行っているところです。実は、再来週の土曜日にも、7回目の検討会を行う予定になっております。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。ということでございますので、中身についてはこれから十分に詰めていくということでございますが、少なくとも新宿区のみどりを実は1%ふやすということは、これは大変な作業で、ほとんどその緑地にかえられるところがないものですから、今回のおとめ山の周辺を、できれば購入したいということは、実はもう長年の区の希望といいますか、たまたまここへ来て区の財政状況がいいので、前は買えなかったんですが、この周りについて何とか取得したいということで、準備はこの公園基金ということで準備してまいりましたのですが、こういう用途で使っていいかどうかということはこの審議会でお諮りしてということでございますので、それが今回の基金の処分という、こういう議題になっておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

はい、渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** 私も、林委員がおっしゃったとおり、ちょっと全体像がわからないし、まずつくることありきで、こちらの基金を使っていいか、処分していいかというきょうの議題だったと思うんですが、新宿区もかなり豊かになったということで、そしてみどりをふやしたいということで、区債を発行するなんていうことをちょっと聞いたんですが、それはそうなんですか。

**熊谷会長** 課長、いかがですか。

**みどり公園課長** 取得資金の内訳は財政課のほうで最終的に確定をするんですけども、お金のやりくりの細かいことについては、財政課の判断ということになります。金額については国から提示された金額で取得しますが、都の交付金ですとか、国庫補助金を使った中で、残りの分は区でどういう買い方をするか、基金を活用する、それから区債を発行する、それか

ら足りない分については区の純粋なお金を支出するというようなことで、現在の財政状況を見ながら、財政課のほうで判断をしていくということになると思います。

**渡辺委員** でも、私もずっと区民ですけども、こういう具体例があるということ、私は承知していなかったんですね。多分、私の周りの方も、皆様、具体的なことは全然御存じないと思うので、きょうはちょっと唐突に感じたんですね、もうこれをつくるから取り崩しということが。それで、皆様にわかる形で区報に載せるとかPRということも、この審議会の立場ではないんでしょうけれども、全体として必要じゃないかとちょっと感じましたので一言申し上げました。

**熊谷会長** ありがとうございます。貴重な御意見ですので、十分に検討させていただきたいと思います。

高橋委員、お願いいたします。

**高橋委員** すみません。今、渡辺委員がおっしゃいましたように、私も、実はこれだけのことをきょうここでやるのであれば、事前に周知させておくか、少なくともこの次までにやりましょうという話じゃないと、私も新宿区民を長いことやっていますし、公園としても何回も行ってきますし、学長さんや生徒さんを連れていくところとしてはいいところだと思っているんですね。それがこういう形で出てくるのであれば、ちょっと惜しかったかと、さっきまで黙っていた、むくれていたわけじゃなくて言葉を探していたのですけれども、やはりこれだけのものを新宿区がつくるということになると、これは恐らく少なくとも本土じゅうの話題にはなると思うんです。そのための書式とか、そういうものがあってもいいのではないかと、さっきから言葉が出なくて、渡辺委員がおっしゃっていただいたし、林委員がその前におっしゃっていただいたので、それにしても我々ちょっと知らな過ぎたかなという気がしたところです。不満とまでは言いませんけれども、残念だとは言います。

**熊谷会長** どうぞ、武山委員、お願いいたします。

**武山委員** 先ほどから、事務局からお話ししているとおり、活用についてのお話をしているわけなんで、ここに余りにも金額がぼんと5億円という、ここに出ているのは、これが、予定額はなんですけれども、積算の中でこれぐらいのというような表現の仕方じゃないと、初めて来た委員の方が見て、えっ、11億円のうちの5億円を使っちゃうのという話があるので、きょうの審議は、5億円を決めるんじゃないかと、公園の基金を使ってよろしいかということであれば、目的に沿っていますので、私はよろしいんじゃないかと。次のときは具体的に金額を、基金が11億円ありますから、そのうちの5億円までいいんですか、それとも幾らでい

いんですかというような話の段取りでやっていただければ、別にいいんじゃないかと思えます。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変正当な御意見をいただきました。事務局としてはいかがでしょうか。

多分、資料のつくり方と、それから説明も安穩な部分ときちっとわかっているところを一緒にしてお話ししているから、本当の予定価格で大体5億円ぐらいの支出が見込まれるけど、これはあくまでも決まった額ではないので、とりあえず準備もあるし、それから区全体の方針もあるし、議会との関係もあるし、さらに財務との交渉もある。

ただ、みどりの推進審議会としては、この公園基金は、今回のこういう事業に対して活用していいかどうか、処分していいかどうかについては、本日のところで御審議いただきたいと、多分こういうことで再度お諮りしたいと思しますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、あと渡辺委員とか、それから高橋委員が言われたこの内容について、いろいろどういう計画になっているとか、それについては、別途どういう組織でやって、あるいはどんな手順でやっていくかということをお説明するなりなんなりして、きょうでなくても結構ですけど、そういうような形でしていただければ、何かすべて決まっています、ここでという、多分、皆さん、とてもじゃないけど、あれなので、とりあえず公園基金の処分について、きょう御意見を伺ってお諮りすると。具体的な内容とか金額については、これから十分に検討を進めるということでお諮りさせていただきたいと思いますが、高橋委員、よろしいでしょうか。

**高橋委員** 私は、内容が知らされていなかったからどうのこうのじゃなくて、情報量の違う委員が集まっているところですから、ちょっとそこら辺を御配慮いただいたらよかったかなと思います。

**熊谷会長** はい、ありがとうございます。そのとおりだと思います。

どうぞ、林委員。

**林委員** そうすると、まだこれは議会に通っていないということですので、最後にどんでん返しになる可能性はありますので、でも審議会では通っちゃっていますよみたいになると変なことになるんですけども、議会でもうちよっと突っ込んだ形のかんかんがくがくと論争される、当然されると思いますけれども、今の認識では、そうすると確認させていただきたいのは、用地の買収予定額としては45億3,500万円何がしかということで、これはもう予算で

計上されていますと。そのうち基金残高というのがよくわからないんですけども、11億4,800万円ありますよと、45億3,500万円総額でかかるけれども、基金残高で11億4,800万円、その約半分、6割ぐらいのものがこのみどりの公園のほうに充てられるそうですよと。残りの予定額の45億円の中の11億円だから、44億円ぐらいはどこからお金がどういうふうに出てきて、これは議会で当然そう簡単には、幾ら新宿、今、確かに先生がおっしゃるように、財政が豊かであるといつて、そう簡単に出るお金でもないのです、この計画自体が、そうすると我々がきょう決めること自体が、審議会は何をやっているんだと、議会も何も通ってもいらないようなあれも賛成賛成という、いかにもの感じがしますので、そこら辺も私も、金額的なことを言われると不思議だなと思いますけれども、ちょっと漠然としているような……。

それとも、みどりの審議会としては、とにかく先ほどもどなたかおっしゃったように、金額はとにかく、こういう方向で行こうという方向的なことで、額はともかく使途について、今度は額ではなくて使途のほうできょう決めちゃおうと、決めちゃおうと言うとおかしいけれども、一応、可否をどうだろうか、できればここでいい方向で決めていただこうとしたと、そういうお考えなんですか。

**熊谷会長** 今おっしゃっていただいたように、基金を取り崩すことについてをお諮りすると。金額については、これから十分に詰めていくということで、ですから、これは、多分、資料のつくり方にも、何かすべて決まったような金額のように皆さんが認識をされて、「そんなのできない」とおっしゃるんですけども、全くこれは、白紙とは言いませんけど、本当の予定価格の予定ですので、とりあえずこういう基金の目的に沿った形で使用する、こういうことについて審議会がよしということをお判断していただければ、そこから改めて金額とかその分担とかについては、これから詰めていくと。

さらに、それで詰まった段階で議会に諮ると、こういう手順になると思いますので、議会では、多分、逆に言いますと、みどりの推進審議会を通過していない案件は、議会では通らないと思いますので、基金を審議会が、取り崩すことをきちっと認めておるので、それについて十分詰めた段階で議会に付せると。

そういうことですので、今回は、一応、参考にさせていただくのは結構ですが、金額のことは特に気になさらないで、この処分について御意見なり御質問いただけたらと思います。

はい、どうぞ、お願いいたします。

**林委員** それでは、やっぱりここできょう可否は、早急に走る可能性があるというのは、もうちょっと具体的な内容を、次回ぐらいにもうちょっと絵ができた形を見て、審議の方向とし

ではここで決まっちゃうような感じもしますので、審議会としては。

というのは、私は、これはどうもそのまま通りそうもないような気がするの、45億円確かにあるんですけども、そのうちの5億円使うということについての異論というのは、当然これ、議会のほうは、なぜかという、各議員さんたちは地域から選ばれてきていますけれども、この柏木地域だけでも、一番最初の審議会でお配りいただいた資料の中にも、大体ここら辺の柏木地域だけでも、大きい公園、大小合わせて13ぐらいあるんですね。その公園を地域の人と私も、ある日、1日2日かけて全部歩いてみて、それから地域協議会の人とも話を聞いたり、それから議員の人たちの話を聞いたり、そしてなるほどなと思って、関心があったもので聞いたんですけども、基本的には、それからあと公園サポーターと称する女性の人たちの話も聞いたし、利用する人の話も聞いたりしているんですけども、まだ周知徹底されないような新宿区の、今いただいた地図のかなり上のほうになっている部分のおとめ山公園というところに5億円かけるということ自体での論議が、そう簡単にはなかなか議会で、確かに先ほど委員長が言われたように、緑被率を上げる大目的がありますので、それが一番のあれにはなってはくるんですけども、なかなかきょう可否を、45億円のうち5億円おとめ山公園だけで使うというのは、そう簡単なのちちょっと疑問が残るところです。

**熊谷会長** どうぞ、部長、ちょっと説明をお願いいたします。

**みどり土木部長** 説明が悪くて申しわけございません。議会との関係、まず最初に説明させていただきたいと思うんですが、新宿区の23年度予算の中で、この区民ふれあいの森の整備という事業、まさしく今、御審議いただいている事業でございますが、こちらにつきましては、細かくきょうお話しさせていただきます45億3,500万円何がしということで、この事業を執行するという自体につきましては、全体の予算を御審議いただく中で、御審議もいただきまして、議会にも御承認をいただいて、新宿区の全体の予算は4月1日から執行している状況でございます。

今回、今また議会というお話については、今回は具体的に価格を決定いたしまして、これの売買契約、国との契約に当たりましては、区の中でも、金額、また面積からも改めて予算は予算といたしまして、この価格が妥当かどうかとか、適正かどうかとか、そういったことについて改めて議会で一件につきまして御審議いただくと、こういう行為が残っているということでございまして、こちらについては、当審議会の審議も経ているということは、みどりの推進審議会の審議事項の一つでございますので、これについては我々は議会のほうにも説明いたしまして、議会には御審議の材料にさせていただくというようなことになってござい

ます。

ですから、基本的には、今の段階で申し上げれば、区議会議員の皆様につきましても、この事業については、おおむね45億円、ことし執行することにつきましては、一般には御承認をいただいているということでございます。

細かい点は、また改めて秋以降の議会で御説明をし、審議をいただくということで、議決を経て契約すると、こういうような段取りになりますので、それも含めて御審議をいただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

**熊谷会長** 斉藤委員、お願いいたします。

**斉藤(馨)委員** 私は新宿区民でも何でもありませんけど、このおとめ山公園というのは、公園とか、そういうほうからは結構有名で、それでこの場所にさらに連担して土地を取得できるということ自体が、既に新宿区にとってはすごくいい千載一遇のチャンスだなというのが、ちょっと外から見て勝手な言い方をして申しわけないんですけど、それを住宅開発とか、そういうことじゃなく、緑地とか公園として担保するために買うというところに、こういう基金をせっかく眠らせておいてもしょうがない、しょうがないという言い方はまたあれですけど、その部分は非常にみどりの推進審議会でやっぱり検討することで、この中にどんなものがどんなふうにつくられるかというのは、もちろんそれぞれ専門家もおりますし、それから地下水とかいろんな問題があるので、ぱっと見、図面を見ていいとか悪いとかというのは、私もとても言えないんですね。特に新宿は非常に審議ぐあいなどもそうですけど、すごく昔からの浅層地下水とかいろんなものがあって、まずはこの連担したこの場所を買えるということに、基金を取り崩すということは、そこまでしてやっぱりやるべきではないかということ、多分、去年、ことしぐらいからこういう基金条例とかもつくりながらやってきたのかなと、前から委員をやっているものですから、そういうふうに私はとらえております。

**熊谷会長** それでは、藤野委員、お願いいたします。

**藤野委員** 私も、近隣に住んでいますので、この土地のいいところはよくわかっているつもりなんですけど、金額が45億円と出ちゃうと、一般的に見ちゃうととても驚くんですけども、近隣の土地は大変高くて、本当に庶民では手が出ないぐらいいい土地なんですね。45億円だと私は、安いんじゃないかと勝手に、本当に一般的な意見で申しわけないんですけども、思います。

ですから、今、斉藤委員がおっしゃったように、手に入れることにはすごく確かに高いお買い物ではあるんですけども、非常に価値はあると思いますし、いい土地です。お屋敷と

か一軒家の大きなおうちもどんどん壊されて、うちもマンションですけれども、マンションなどにかわっていますので、それを考えるのであれば、やはりみどりの多いおとめ山公園はすごくいい公園なんですね。私は本当に近くなので、タヌキが夏になると毎日遊びに来るようなところなんです。その価値を非常に考えると、すごく高い買い物ですけれども、出してくださいなだったら、買ってくださるだったら大変ありがたいと思います。

国の補助を受けたり、区債を発行したり、区民の方が債権を買う、そういう形で区民が公募に参加する形もありますので、全く税金を無駄遣いしているわけでは私もないと、もちろん近所に住んでいるからこういうことが言えるんだという意見もございますけれども、新宿として考えたら、すごく価値があるものだとちょっと意見します。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

どうぞ、椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** いろんな意見があるんでしょうけれども、やはり新宿中央公園の次に大きい公園、それと既存の湧水とか、そういうものがあって、いずれにしても、この緑化基金は公園の用地の買収とか緑化とか整備ですか、そういうものに使わざるを得ないわけですから、その中で湧水のあるこの地の連担した土地を買えるというのは、ほかのものの土地がもし出てきた場合にでも、これは非常に有利な条件と一般的には思わざるを得ないと思いますね。別々のものをどこか別のところで買うと、同じ面積、同じ価格であれ買ったとしても、むしろこれを、連担したものを買うと、それから落合溪谷とか、ひとつ私どもから見れば等々力溪谷なんてありますけれども、そういうものとはちょっと違うかもしれませんが、やはり椿山荘の崖線につながるみどりですよ、こういうものを買っていくということは、基金を使う上では、今の段階ではほかのものが出ていないということであれば、これはこれで、用途としてはいいかもしれませんね。金額としてはそれなりのまたいろんなやりくりがあると思いますね。会計上のやりくりですので、台所の関係でございますので、ただ用途としては、非常に合理性が私はあると思いますのね。今、買わなきゃいけない、むしろ放置したら宅地にできますから、宅地になったらもうおしまいですよ。ディベロッパーだって宅地にすることは可能です。

そうになったらこういうことはできませんので、やはり連担したところでまとまったみどりをつくる。そして、湧水の保全とか、それから事務局のほうで在来の地形の復元というんですか、そういうものを目指しているようでございますので、いつも私は言いますが、



県庁、都庁所在区としての、今やっぱり生物多様性とか、そういうものを昨年ですか、COP10というのが名古屋でありましたけれども、そういうものが求められております。

そういう意味でも、これは非常に価値のあるものですし、区民としてそういうものにつくり上げていくというベース、素質、そういう土地だと思えます。

ですから、私は新宿区民ではないですけれども、ぜひ買っていただきたいなというのが私の意見です。

**熊谷会長** ありがとうございます。ほかに御意見、林委員、お願いいたします。

**林委員** これは買っていただきたいと今おっしゃったんですけど、買うことは決まっているわけですね。その公園についての資金使途の話ですね、きょう決めようとするのは。

**みどり土木部長** まず、買うという前提で国とも数年前から協議をさせていただきまして、それも踏まえて、今年度の予算にもこの45億円ぐらいの予算要求させていただいているというところがございます。最終的には価格等の見合いも当然出てきますでしょうから、そういうところで区としての意思決定を行っていくということでございます。

**熊谷会長** どうぞ。

**林委員** それじゃ、万一、運よく区で買えたということを前提にして四十何億円使いますけれども、それでそのうち5億円で公園のほうに充てたいということで、きょうの審議はそういうことで、まずもう買い取れたという売買契約が成立したというような話ではないので、そうするとこれは関連、よくわからないのは急に決めろと言われてもあれですね。これは、買えることを前提に、5億円使ってよろしいですねということを決めましょうと、こういう会議ですか。

**熊谷会長** 実際のまだ最終的な決定はこれからですけれども、まず審議会として、土地取得に対して、今、委員の方々から御説明がありましたように、実はこのみどり公園基金の活用についての考え方という、裏に今いろいろ委員の方が御説明いただいたみどりの骨格を創出したり保全したり、そういう土地でなくては使ってはいけないとか、それから公園を充実させるための、そういうような土地でなければ買ってはいけないということ、一応、細かく審議されておりますので、この目的に沿って基金を活用してよろしいかどうかということを引きょうお諮りして、そういうことでございます。

ですから、この土地は、この活用のみどり公園基金の本来の目的とか、あれに沿っていないじゃないかという御意見があれば、それは審議を十分いただいて、取り崩しはいかんと、こういう結果になるかと思いますが、今回この委員の方々に、みどり公園基金の活用の考え

方、これについてこの土地が適用されるかどうか、もし適用できるとすれば、それは取り崩してもよろしいのではないかと、こういうことをお諮りしたいということでございますので、そんな観点でもう一度御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょう。

どうぞ、齊藤委員、よろしくお願いいたします。

**齊藤(真)委員** 区民の一人といたしまして、私は、やはり長年ずっとみどりの推進審議会委員の方たちが御苦勞を重ねていらして、みどりをぜひともふやしたいということでなってきたんだと思います。今こういうものが長年かけて出てきて、お金もあるんです。これは、やはり私といたしましては、10年、20年先のことも考えまして、やるべきことだと思っております。

**熊谷会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

**林委員** 審議の対象になるような、こういうようなことは、大まかな概略は書いてあるんですけども、この公園に関する区の考え方、そしてこの公園は、例えば老若男女がこれこれこういう形でもって使用するとか、あるいはこれこれこういう形で運用するというような、そんなようなプラン的なものか何か検討のあれば、もうちょっと具体的に、5億円の中身なんですけれども、どういうふうに管理運用されるのかなと思うんだけど、普通の公園という感じで、今までおとめ山公園がありますから、その隣接というか、その延長線上での運営ということでよろしいでしょうか。

**熊谷会長** 事務局、いかがですか。課長、お願いします。

**みどり公園課長** 先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、おとめ山のみどりをよりよいものにしていくというようなところ、それで新宿区の総合計画というものに含まれているんですけれども、みどりの骨格の形成ということで、落合崖線のみどりということで、その中心がおとめ山公園であるという考え方のもとに、おとめ山のみどりをもっとよりよくする、もっとふやしていくというような考え方のもとに行っています。

それから、先ほど水の話も出ましたけれども、現在のところだと、真ん中にわき水が流れているんですけれども、かなり水量的にも減っています。涵養域ということも含めまして、よりよい広い土地で地下水がよりよくしみ込むように、それは草地であったり林であったりというところで、よりよい湧水の活用を図っていくというようなことも含めて、ぜひそういう意味で必要なおとめ山区民ふれあいの森として、よりよい姿の公園をつくるべく計画しているものでございます。

**熊谷会長** いかかでしょうか。大変、最初の議題の説明の仕方が不十分で申しわけございませんでした。それは、一応、私のほうからおおびをすることにいたしまして、そのみどり公園基金の本来の使い方、活用の考え方に対して、今回のこの案件について基金を取り崩すと、そういう処分について御異議があるかどうか、あるいはそれについての。

はい、どうぞ。

**林委員** 私は、最後に、先ほども近隣の方が、確かにこのいただいたこの資料の中に11カ所あるんですね、皆さんもこれはおわかりのように、新宿区の中にはぱっと見てわかる大きい中央公園を初め、おとめ山公園、有名な公園だけで11カ所あるんですけど、実際には、先ほど私がつたない経験から申し上げちゃったんですけども、柏木地域だけでも1日かけて歩くと大体13カ所ぐらいあるし、その他もろもろの公園ということになるといっぱいあるんです。

それで、今、当然、テーマがおとめ山になっているし、これも日本じゅうにも流れるようなあれになっていますので、中山区長なんかも非常にもう将軍が馬をとめたところだから、おとめではないんですよ、これは馬をとめたという意味ですよというようなことをテレビでも何回も何回も、毎日あの方が広報でテレビでおっしゃっていますけれども、そんなような状況で目が行きがちなんですけれども、公共性のあれからいくと、ここだけに何か余りにも、どうしても私が思うのは、ほかのところでもちょっと聞いたことがあるんですけども、審議会でも、神楽坂地域とか市谷地域、四谷、それから落合というようなところは、やっぱりこれは新宿区の中でも顔の部分になるんでしょうけれども、その他の部分というのは、どうも、例えば中山区長なんかでも自認されていますけれども、この柏木地区はみどりの緑被率が非常に、私は、直接、御本人にどう思いますかと言ったら、非常に少ないと思いますと、こういうふうにおっしゃっていましたけれども、それではモデル地区にでも指定されてあれされるかなという、なかなかモデル地区にもならないんですね。

ですから、こんなような話がつい出てきちゃうものですから、皆さんからするとお耳ざわりかもわからないですけども、この5億円というお金の書き方が、公平性の原則からいくと、ほかの公園もあるということ、ぜひ頭の片隅の上での審議をしていただければありがたいと思います。これに異論を挟むつもりはありません。

**熊谷会長** ありがとうございます。大変、大所高所から区全体のみどりについての貴重な御意見ですので、それを十分に踏まえて、このおとめ山公園だけに基金を取り崩すということでは決してございませんので、これまでも一回小さな土地を買いましたよね。たしか新宿御苑

のところの内藤町のところで、非常にポケットパーク的なところなんですけれども、このままほっておくと大変だということで、それも御審議いただいておりますということもございます。

ですから、これ以外についても、今後いろいろな場所について、この基金は十分に活用していくということでございますので、その点だけは誤解のないようにしていただきたいと思っております。

また、できましたらこの基金について、どうぞ十分に基金がふえるような御配慮もいろいろしていただけたらと思っております。

どうぞ、渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** すみません。私は公園サポーターをやっているんですけども、神楽坂に住んでおります。今、林委員がおっしゃってくださったように、本当に東五軒町の何か保育園の近くにも土地があるという、皆さん、ここを買ったらどうかなんていうお話もあるんですけども、御存じでしょうか。広げたほうがいいんじゃないかというお話も出ておりましたし、本当に狭い公園で、一生懸命、花壇を植えたり清掃したりしております。もう一回つくりたいということで考えておりますけれども、本当そういうこともちょっと心の隅に思っていて、本当みどりをふやすことには大賛成でございますが、何か一極集中のような感じがしております。そこだけちょっとメルヘンチックないいところがあればいいという考えだけでは、新宿区も広いので、もうちょっと広く見ていただきたいということも本音でございます。お願いいたします。

**熊谷会長** おっしゃるとおりでございます。私もちょっと委員長で申し上げにくかったんですが、実は今回の説明にしても、たしか私、事務局のほうで、昔、内藤町のを買うときに、区内全部でどの辺の土地が、つまり建物が建っていない土地を御本人たちの許可は特にとらずに、今、売りに出されて空き地にはなっているんですけども、それがもし有効であれば、公園用地として、区民の用地として買えるかどうかというその検討の下準備の、そういうデータは事務局に実はあるんです。

ですから、その中でこのおとめ山についても、ここだけではなくて、これを買うベースマップはあって、それでたまたまここは国有地だったものですから、国の土地だったものから、民間とか個人の土地ですと、なかなか価格が高くて、業者といろいろな条件が折り合わなかったり、あるいは所有者の方が、いろいろな用途を、それこそマンションを建てたいとか何かでいろんなことがあるものから、なかなかできるだけ早くそういうところに、

今、渡辺委員がおっしゃたような、もし神楽坂地区とか、そのあたりで有効な土地が出た場合には、いち早くそういうところは、みどり公園課としてはチェックをされているんです。

ただ、それは、いろいろな、先ほどちょっとどなたかおっしゃいましたように、所有権のいろいろな問題がありますので、ここで所有されている方の合意も何も得ずに、皆さんにデータとしてお出しするのはとてもできませんので、ただ区としては、常にどこの土地がそういう可能性のあるポテンシャルのある土地かということは押さえてますので、それを十分に検討した上で、今回ここが、多分、買い得る対象になる土地だということで、それについては公園基金を活用してよろしいかどうかということでございますので、何かおとめ山があって、そこを買いに行っているということでは決してございませんので、そこだけは御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員の御期待にも、ぜひこれからこたえていきたいと思っております。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、このみどり公園基金の処分についてお認めいただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

---

#### ◎新宿区みどりの実態調査（第7次）について

熊谷会長 それでは次に、みどりの実態調査（第7次）について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、新宿区みどりの実態調査（第7次）について、資料4、5に基づき御説明いたします。

本日、もうすぐお時間が来てしまいますので、簡潔に御説明だけさせていただいて、今回の第7次で出てきた特徴、それから前回との比較を簡単に御説明させていただいて、御意見は、後ほど別の機会か、または直接いただくような形にしたいと思うんですけれども、それでもよろしいでしょうか。

熊谷会長 いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 はい、それではよろしく申し上げます。

みどり公園課長 それでは、簡単に御説明させていただきます。

事務局 それでは、引き続きまして佐藤のほうから御説明させていただきます。

資料4に沿って御説明させていただきます。新宿区みどりの実態調査（第7次）は、みどりの条例第5条に基づきまして、区内のみどりの実態を把握し、さまざまな視点から解析することによって、これまでのみどりの施策の効果の検証と、今後の施策への活用のために実施しているものになります。

空中写真を撮りまして、解析を行っております。報告書5ページになりますが、上空から垂直投影の形で写真を撮りまして、樹冠に覆われている部分、そういったものを解析しまして、算出を行います。

調査の結果でございますが、前回、中間報告もさせていただいておりますけれども、まず大きな特徴といたしまして、緑被率が0.4%上がっております。これは調査を行っております初めてのことでございます。

あと、大きな特徴としては、樹木・樹林の面積が非常に減りまして、そのかわり草地の面積がふえているということでございます。これは資料4の裏面のほうに書いてございますが、カメラの精度が上がりまして、木の葉っぱの重なっているところ、すき間から下に見える草地の部分、これを別面積として集計することができるようになりまして、今まで樹林としてカウントしていた部分が草地に入ったというふうに理解しております。

あと、大きな特徴としましては、屋上緑化、こちらがやはりふえているということでございます。区内の緑被率の向上の理由の一つとしまして、この屋上緑地が増加したというのは、非常に貢献しているということが言えると思います。

あとは、生垣に関しても9,689メートルふえております。これにつきましては、緑化計画書制度で、接道部緑化、道路に面しているところに直接みどりが見えるように植栽するような指導をずっと継続しております。こちらの誘導の結果によるものではないかと考えております。

緑被の分布図でございますが、第5次の報告書の26ページに折り畳みの形で緑被分布図が入っております。緑色が樹木、薄い緑色が草地、赤い色が屋上緑化になってございます。

また、その次のページ、27ページのほうには、他区との比較が入っております。同じ時期に調査を行っていない部分もございませうか、おおむね真ん中、今回23区中10位という結果になってございます。

以上でございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。今、御説明申し上げましたけれども、多分、一応、皆さんもこの実態調査報告書にざっと目を通していただかないと、よくおわかりにならないかと思いま

すが、事務局が何か自信なさそうに説明していましたが、結局はほとんどふえていないということでございます。

それから、今回、草地がふえたというのは、木の間から見えるところをちょっと足したという、何とも言えないカメラの精度が上がったということですが、そんなところでしか新宿区のみどりというのは、ずっとこの間ふえていませんので、私といたしましては、このみどりの推進審議会の役割というのは非常に重たいなというふうに思いますので、保護樹木についても、実は1本減っても大変なことになると。

あるいは、先ほども言うように、土地を購入して、公園用地、緑地として購入することも、大変な、とんでもなく区にとっては重要な案件だと思いますので、委員の皆様には、ぜひ今後とも真摯に御協力をいただきたいというふうに思っております。

これについては、先ほど事務局のほうから申し上げましたように、御質問なり御意見がありましたら、どうぞ直接、事務局のほうに申し出ただいて、何でもよろしいですか、電話でも、メールがよろしいですか。

**みどり公園課長** 何でも構いません、直接でも、電話でも、メールでも。

**熊谷会長** 口頭でも、あるいは電話でも、メールでも、文書でも結構ですので、御質問、御意見をお寄せいただけたらと思います。

はい、どうぞ、林委員、お願いいたします。

**林委員** 今おっしゃった結論的には総体的なあれには、ほとんどなかなかふえていないんだよということで御苦労されているけれども、残念ながらということだと思えるんですけども、これは、私は先生に伺いたいのは、前に区長にも伺ったんですけども、緑被率って何ですかというふうに聞いたことがあるんですけども、そうしたら区長が何か別の方に聞いて、御自分でも即答はされたんですけども、要するに決められた土地でもって、決められたみどりの航空写真か何かで撮って割ったものなんですということなんですけれども、そうすると、今、先生がおっしゃったんでいくと、ほとんどこれは分母と分子の関係なんですけれども、余り緑被率、緑被率って区民の我々公募委員なんか気にとめちゃうと、結局、分子は変わらないのに、分母がどんどんいろんな事情でもって小さくなってくると、緑被率は結構ふえちゃうんだらうと思うんです。だから、余り緑被率というよりも、選定的にはこの数字で見るよりも、ぱっと見てほとんどふえているのかいないのかという印象のほうが、そういう感覚でいいのかなんですけれども、すみません、変なことを聞きまして。

**熊谷会長** おっしゃるとおりで、この緑被率というのは、一応、専門家の間では、ある程度、

認識があるんですが、一般の方にはわかりにくい概念で、緑被率には水面が入っているんですよね。水面じゃなくてあれが入っているの、樹木じゃないところも入っているんでしょう。

**みどり公園課長** 草と。

**熊谷会長** 草地。

**みどり公園課長** 草地は入っています、草地と樹木の。

**熊谷会長** 樹木の。緑視率のほうがわかりやすいのかな、皆さんは。

**みどり公園課長** みどり率。

**熊谷会長** みどり率。じゃ、事務局から説明してください。

**みどり公園課長** 先ほど林委員が分母が変わるとおっしゃいましたが、分母は変わりません。分母は新宿区の面積です。新宿区的面積に対して、航空写真で見て、みどりの面積がどのくらいあるかというのか緑被率です。

**林委員** 新宿区的面積はもう変わらないんですか。

**みどり公園課長** 変わらないです、18.23ヘクタール。

**林委員** これは変わらないんですね。

**みどり公園課長** その中でみどりがどのくらいあるかを5年に一度航空写真で映した中でパーセントが出てくると。

**林委員** そうですか。それでは私の聞いた、さっき先生の伺った部分の質問に分母は何か小さくなっちゃうと思ったものですから。

**みどり公園課長** そんなことはないと思います。

**林委員** わかりました。すみません。

**みどり公園課長** もう一つ、みどり率というのがあるんですけれども、みどり率は、水面、ここで言うとお堀ですとか神田川ですとか、あとは池、それから公園のみどりで覆われていない部分、例えば公園のグラウンドみたいなところも含めて、それをみどり率という言い方をします。みどり率は都の一つの指標として使っていますが、みどり率で言いますと20.36%、緑被に準ずる部分も含めてということになると思いますけれども、一つの目安をつくらないと、どのくらいふえてきているのか、どのくらい減っているかというのがわからないものから、そういう一つの指標の中で経年変化を追っていくというような形で、これを使っているわけです。

よろしいでしょうか。

**熊谷会長** いかがでしょうか。特に今どうしても御意見を、あるいは御質問という方がいらっ



しゃったらお受けいたしますが、どうぞ、齊藤委員、お願いいたします。

**齊藤(真)委員** 新宿区の航空写真を見ると、幹線道路、大きいのがいっぱいありますね。これはいわゆる「風の通り道」と言われていますが、震災のときとか、あるいは何かあったとき、避難したり救援に使ったり、と聞いていますが、「風の通り道」すなわち「火の通り道」であるとも思うんです。

ということを考えますと、街路樹を何かもっとふやす、延焼するのを防ぐような形で、この幹線道路に関して、お考えを伺いたいと思います。

**熊谷会長** どうぞ。

**みどり公園課長** 今回の特徴の中で、街路樹のみどりが、相当、覆う面積がふえてます。それは一つの区長の方針の中で「りっぱな街路樹運動」というのがあって、今まで、例えば信号が見えないですとか、看板が見えないということで、一律にかなり強い剪定をしていたのが、強い剪定を余りしなくなりました。それは、区が管理している区道だけではなくて、都にも要請して、都道の街路樹についてもそのような剪定をお願いしました。

そのことによって、前回の5年前よりも、1本当たりのみどりの面積、街路樹が相当ふえています。このことは本数ではないんです。本数的には前回よりも291本はふえているのですけれども、まだまだ明治通りですとか工事中なものですから、それから山手通りもそうですけれども、街路樹がまだたくさん立派には育っていないんですけれども、これからはそういうものを、次に調査する5年後には、かなり道路にはみどりがふえていくと私どもは理解しているところでございます。

**熊谷会長** よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、部長、お願いいたします。

**みどり土木部長** ほとんどが区内の幹線道路って東京都の都道なんですけれども、今、整備をしているときには、極力、街路樹で防災上も配慮したお願ひをしてございますし、東京自体も、都知事の意向で街路樹100万本というような計画でかなり密に、それが適正かどうかという課題はあるみたいなんです、そういったことで、かなり街路樹については意識してふやそうというようなことで取り組んでいますので、新宿についても、そのような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**熊谷会長** 林委員。

**林委員** 最後にすみません。私、ちょっと何度も聞いちゃうんですけど、新宿区は目白通りにしても、それから今の明治通りにしても、何で街路樹というとイチョウが多い、何か理由と

というのはあるんですか。これはもう本当にそこから疑問なんですけど、安いんですか。

**みどり公園課長** そんなことはないと思います。丈夫であるというのが1つあるかもしれませんが。ただ、今は、あまりイチョウを植えている感じはありません。

それともう一つ、一つの路線の中で基本的には同じ樹木を植えるというのが、ほかの区等含めて、例えば明治通りも新宿だけじゃなくて、豊島区ですとか北区ですとかとずっとつながっていますから、基本的には一つの路線は一つの樹種という仕切りになっています。

ただ、山手通りなどは、拡張工事の際に地元の方に説明会などを行いまして、そのときにはどんな樹種がいいのかということをお伺いしているというような話を聞いております。

ですので、そのときに出てきた樹種でかえているようなところもあります。山手通りで言うと、珍しいので言えばメタセコイヤを植えているというようなことがあります。それは、多分、地元の意見を反映しながら行っているということだと思います。

**林委員** すみません。ありがとうございました。

**熊谷会長** どうぞ、高橋委員、お願いいたします。

**高橋委員** すみません。今の話で私が腹を立てているのは、例えば新宿区は昔この辺ツツジの産地だったんですね。そのことを書いているものが、ほとんど新宿区の方が書いた、あるいは機関が書いたものの中に触れてないわけです。そういうのはちょっと勉強していただきたいなと思います。こういうときじゃないと、広く知識階層に話を伝えることができないので、ちょっと貴重な時間をすみません。

それで、肝心のイチョウは、挿し木でも何でもふやせるからと私は考えている最大の理由だと思います。ほかにももちろん挿し木でつくものはいっぱいありますけれども、格好がよかったんですね、イチョウというのは明治以降の日本人にとっては。

**熊谷会長** どうぞ。

**土屋委員** 私も1つ素朴な質問をさせていただきたいんですけれども、前회가、撮影したのが9月で、今回が7月なんですけれども、それというのは、マニュアル上、例えば季節誤差って生じないものなんでしょうか。だから、必ずこれを比べるときは、例えば何カ月以内のあれでやるとかと、そういうことは考えなくていいのか。

というのは、これを見ていると、みどりのフィルターを通して、純粹にみどりの色を抽出しているみたいなので、そのあたりの0.4%の誤差って、月の誤差によって生じてこないのかなというのが、ただ素朴な疑問で、だから困るとか言っているわけじゃないんですけれども。

**みどり公園課長** 基本的には、草地も葉っぱもみどりですから、全体の緑被率で言えば、緑色で、フィルターで撮ると変わらないと思います。

ただ、できれば本当は同じ月にはかるほうがいいんですけども……

**土屋委員** 紅葉とかありますよね。

**みどり公園課長** そうですね。ですから、紅葉が始まるのは、この辺ですと早くても10月過ぎ、早い樹種でそのぐらいかと思うんですけども、夏場、7月にしても9月にしても、それほど変わらないかなというような気がします。これが夏と冬ですと、冬場ですと葉っぱが落ちちゃって、これははかれないということもありますけれども、できればそろえたほうがいいのかも、いろいろな事情の中で今回こういうことになりました。

**熊谷会長** いかがでしょうか、多分まだいろいろ御意見おありかと思いますが、一応、時間を過ぎておりますし、よろしければ御質問等については、書面等において事務局あてお問い合わせをいただけたらと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

---

#### ◎連絡事項等

**熊谷会長** それでは、御質問は一応これで閉めさせていただきます、最後の連絡事項等について、事務局よりお願いいたします。

**みどり公園課長** 本日は、23年度第1回の新宿区みどりの審議会に御出席いただきましてありがとうございました。

第10期の委員である皆様の任期は、来月、7月31日までとなっております。恐らく今回、本日が最後になるのではないかと思います。

これまで2年間、みどりに関するさまざまな事項について調査や御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

今後ともぜひよろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会

**熊谷会長** 私からも本当にありがとうございました。2年間いろいろ貴重な御意見いただきまして、できるだけ皆さんの御意見を生かすように、新宿区のみどりの行政を事務局のほうで進めていただくように、私からもお願いしたいと思います。

本当に今回はどうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後5時13分閉会